

AVANT  
GROUP



2023年8月4日

各 位

会 社 名 株式会社アバントグループ  
代表者名 代表取締役社長 森川 徹治  
(コード:3836、東証プライム市場)  
問合せ先 取締役財務担当 春日 尚義  
(TEL:03-6388-6739)

## 従業員向け譲渡制限付き株式付与制度（RS信託）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社ならびに当社の事業会社である株式会社アバント、株式会社インターネットディスクロージャー、株式会社ジール、株式会社ディーバの従業員に対し、株式付与制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

当社グループは、2023年から中期経営計画「BE GLOBAL 2028」を開始します。中期経営計画の軸となる戦略マテリアリティ『企業価値の向上に役立つソフトウェア会社になる』を実現するため、従業員の自社の企業価値向上意識を高め、従業員が自らの行動を通じて企業価値向上に貢献し、主体的な取り組みにつなげてもらうとともに、中長期的な成果を他のステークホルダーと共有することを目指し、本制度を導入致します。

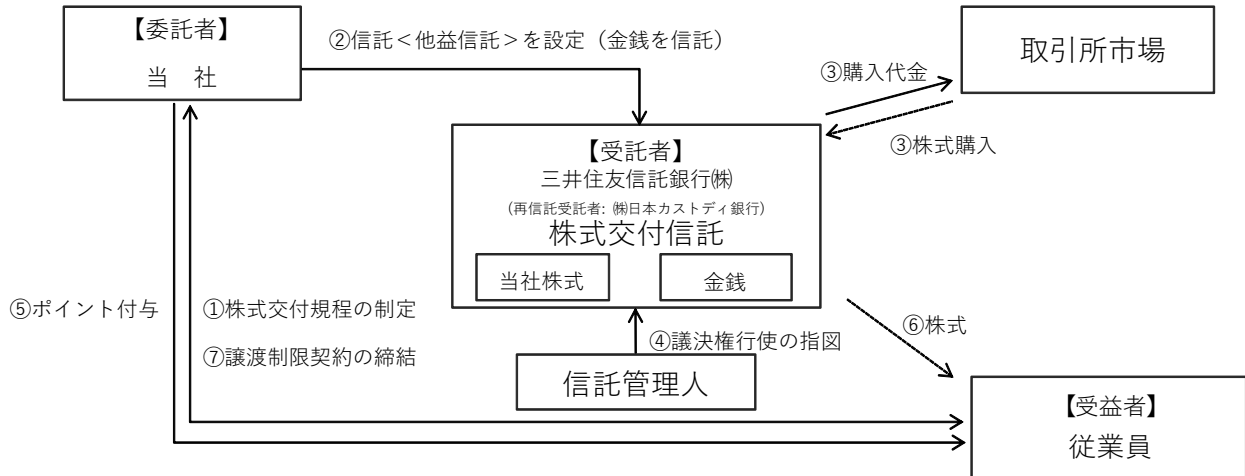
#### 2. 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として信託（以下「本信託」といいます。）を設定し、本信託が当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）の取得を行い、従業員のうち一定の要件を充足する者に対して付与されるポイントに基づき、本信託を通じて当社株式を交付する株式付与制度です（ただし、下記⑦のとおり、当該株式については、当社と各従業員との間で譲渡制限契約を締結することにより退職までの譲渡制限を付すものといたします。）。

対象者に交付される株式数などの詳細は、当社取締役会が定める株式交付規程に従って運営致します。

本信託による当社株式の取得資金は、全額当社が拠出するため、従業員の負担はありません。

<本制度の仕組みの概要>



- ① 当社は従業員を対象とする株式交付規程を制定します。
- ② 当社は従業員を受益者とした株式交付信託（他益信託）を設定します（本信託）。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭を信託します。
- ③ 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を、取引所市場（立会外取引を含みます。）から取得する方法により一括して取得します。
- ④ 信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者として）を定めます。なお、本信託内の当社株式については、信託管理人は受託者に対して議決権行使の指図を行い、受託者は、当該指図に基づき、信託期間を通じ議決権を行使します。
- ⑤ 株式交付規程に基づき、当社は従業員に対しポイントを付与していきます。
- ⑥ 株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件（下記⑦の譲渡制限契約の締結を含みます。）を満たした従業員は、本信託の受益者として、付与されたポイントに応じた当社株式の交付を受託者から受けます。
- ⑦ 交付される当社株式について、当社と当該従業員との間で、交付日から退職する日まで譲渡制限を付します。当社は当該従業員の退職時に、交付した譲渡制限付株式の譲渡制限を解除いたします（譲渡制限が解除されなかった当社株式については、当社が無償取得いたします）。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を管理委託（再信託）します。

3. 本信託について

(1) 名称	従業員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：株式会社日本カストディ銀行)
(4) 受益者	従業員のうち受益者要件を満たす者

(5) 信託管理人	当社及び当社役員から独立した第三者を選定する予定
(6) 議決権行使	信託期間を通じ、受託者は、信託管理人からの指図に基づき議決権を行使します
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	2023年8月15日
(9) 金銭を信託する日	2023年8月15日
(10) 信託終了日	2028年9月末日（予定）

4. 本信託の受託者による当社株式取得に関する事項

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 株式の取得資金として当社が信託する金額	450,000,000円
(3) 取得する株式の総数	350,000株（上限）
(4) 株式の取得方法	取引所市場からの取得
(5) 株式の取得時期	2023年8月15日～2023年9月29日（予定）

以 上